

## 住民票・戸籍等の郵送請求（第三者請求）について

必要とする住民票・戸籍等が加美町にある場合、郵送請求をご利用いただけます。

『ご案内・注意事項』をよくご確認のうえ、下記『必要書類』を郵送し、請求してください。

住民票・戸籍等申請書が役場に到着してから、返送するまで、2日～3日を要します。

郵便事情をご考慮いただき、日数に余裕を持って請求してください。

	必要書類	ご案内・注意事項
共通	① 申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖電話番号は必ずご記入ください。</li> <li>❖請求内容に不備・不足がある場合は、電話連絡または返送することがあります。</li> </ul>
	② 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖郵便局で取り扱っている、定額小為替または普通為替でお支払いください。</li> </ul>
	③ 返信用封筒	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖返送先事業所所在地・宛名を記入し、郵便切手を貼ってください。</li> <li>❖郵便切手が不足した場合は、着払いとなります。</li> <li>❖速達や簡易書留を希望する場合は、封筒に『速達』や『簡易書留』と赤字で記入し、相当する分の切手を追加してください。</li> </ul>
	④ 疎明資料（契約書等）の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖請求権の事実が確認できるもの。委託契約等がある場合は、契約書の写しも同封してください。</li> <li>❖債務者死亡による相続人調査の場合、債務者本人の死亡が確認できる書類等</li> </ul>
	⑤ 担当者の身分証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖マイナンバーカード・運転免許証・官公庁発行の顔写真入り身分証明書・保険証等。</li> </ul>
	⑥ 担当者が社員である証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖社員証の写しまたは会社からの証明書等。</li> </ul>
	⑦ 返送先事業所の所在地がわかるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖返送先となる事業所（支店等）の所在地が証明できるもの。</li> </ul>
戸籍等	⑧ 法人の資格証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖現在事項証明書等で、発行から3カ月以内の原本が必要です。（希望する場合、原本還付できます。）</li> <li>❖附票の請求の場合は、写しでかまいません。</li> </ul>

ご不明な点等がございましたら、下記あてご連絡ください。

### 【お問い合わせ・郵送先】

〒981-4292 宮城県加美郡加美町字西田三番5番地

加美町役場町民課 電話：0229-63-3112

## 住民票・戸籍等交付手数料一覧

住民票関係	住民票（除票）謄本	世帯全員分の住民票。4名までは1通200円。 1人増す毎に50円加算。	1通 200円
	住民票（除票）抄本	世帯全員分の住民票に記載されている方のうち、 一部の方について証明するもの。	1通 200円
	記載事項証明書	住民票の記載事項のうち、一部（または全部）を 抜粋し、その事項が住民票に記載されたものと 相違ない旨を証明するもの。	1通 200円
	不在住証明書	証明する日現在で「証明書の住所に住民票がない」 ことを証明するもの。	1通 200円
戸籍関係	戸籍謄本	戸籍全部事項証明書。 戸籍に記載されている全員の身分事項を証明する もの。	1通 450円
	戸籍抄本	戸籍個人事項証明書。 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）に記載されている 方のうち、一部の方の身分事項を証明するもの。	1通 450円
	除籍全部事項証明書 除籍謄本	結婚や死亡、転籍などによって、その戸籍に記載 されている人が全員なくなった状態の戸籍。	1通 750円
	除籍個人事項証明書 除籍抄本	除籍謄本に記載されている方のうち、一部の方の 身分事項を証明するもの。	1通 750円
	改製原戸籍	戸籍法が改正され、戸籍の様式などが変更になる と、戸籍の改製（作り直し）が行われる。 この作り直す前の古い戸籍のこと。	1通 750円
	戸籍の附票	本籍地において、新たに戸籍が作成されたときに、 戸籍と一緒に作成されるもので、その戸籍が作ら れてから（またはその戸籍に入籍してから）の住所 の異動が記録されたもの。	1通 200円
	受理証明書	戸籍の各種届書が受理されたことを証明する もの。	1通 350円
	届書等情報内容証明書	一定の利害関係人の方が、特別の事由がある場合 に限り請求できる。戸籍届書に記載した事項に ついて証明されたもの。	1通 350円
	身分証明書	本籍地の役所で発行する、禁治産・準禁治産、 成年後見の有無、破産の有無を証明するもの。	1通 200円
独身証明書	本籍地の役所で発行する、その方が結婚して いないことを証明するもの。	1通 200円	